

警報等発令時の対応について

【台風・集中豪雨等】

1. 始業前に、「**暴風警報**」又は「**暴風雪警報**」が『熊野市又は紀勢・東紀州もしくは、三重県南部』あるいは『和歌山県新宮、東牟婁地域又は和歌山県南部』に発表されているときは、生徒は**自宅待機**（家庭学習）させて下さい。
 - ①暴風警報が、午前11時までに解除されたときには、解除後2時間の余裕をもって登校させて下さい。授業を行います。（電話連絡します）
※周辺の道路状況等をよく確かめ、安全を確認した上で登校させて下さい。
危険で登校できない場合は、学校にご連絡下さい。
 - ②暴風警報が、午前11時になっても解除されないときは、臨時休校（家庭学習）とします。
2. 始業後に暴風警報が発令されたときは、原則として授業を中止し、安全を確認後、生徒を教職員の指導のもと帰宅させます（引き渡しを原則とします）。
※安全に帰宅させることが困難な生徒・保護者の方と連絡がつかない生徒については、学校で待機させます。
3. 「**暴風特別警報**」・「**大雨特別警報**」が発表されている場合は、「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」と同じ対応をとります。
4. 「大雨・洪水警報」の場合は、原則として授業を行いますが、雨や道路状況等により授業を行わない場合もあります。また、周辺地域に暴風**警報**が発表されている場合も同様です。その時は、「ネット配信（まち comi メール）」や電話で連絡します。
5. 警報発表の如何に関わらず、登校させるか自宅待機させるかの判断は、安全を最優先に考え、各ご家庭でお願いします。自宅待機させる場合は、学校にご連絡下さい。

【地震：「**東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）**」】

1. 在宅中に発せられた場合には、**休校**とします。
2. 登下校中に発せられた場合には、速やかに自宅に帰る。
※学校近くの場合は、登校して（学校に戻って）指示を待つ。
3. 在校中に発せられた場合には、授業・部活等を中止し、保護者の方と連絡をとって学校待機か帰宅かを判断します（帰す場合は引き渡しを原則とします）。